

目 次

告 示	ページ
8 新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙の当選人 ……………	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について ……………	1
公平委員会規則	
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……	2

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 8 号

平成 25 年 5 月 23 日実施の新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙において次のとおり当選人が決定したので、新潟県市町村総合事務組合議会議員の選挙に関する規則（平成 16 年規則第 3 号）第 6 条の規定により告示する。

平成 26 年 6 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

組合議会議員補欠選挙当選人（第 3 選挙区） 齋 藤 廣 吉（燕市議会議員長）

公 告

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 6 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

組合議会議員

就 任 齋 藤 廣 吉（燕市議会議員長） 平成 26 年 6 月 2 日

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 26 年 6 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「秘書広報係長」を「秘書係長」に改め、「指導係長」を削り、同表 19 の項を 21 の項とし、同表 10 の項から同表 18 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 9 の項中

「

保 育 所	園 長
児 童 館	館長 (園長)
公 民 館	館 長

を

」

「

保 育 所	園 長
公 民 館	館 長

に改め、

」

同項を同表 11 の項とし、同表 8 の項を同表 10 の項とし、同表 7 の項を同表 9 の項とし、同表 6 の項中

「

農業委員会 事 務 局	局 長
支 所	支所長
上下水道局	下水道次長

を

」

「

農業委員会 事 務 局	局 長
上下水道局	下水道次長

に改め、

」

同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項を同表 7 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

6 五泉市

機 関	職
議会事務局	局 長
長 部 局	課長、支所長、局長
	社会福祉事務所長 総務課の秘書担当課長補佐 総務課の人事担当参事及び課長補佐 総務課の秘書係長、人事政策係長及び給与係長 総務課の人事担当主幹、主査及び主事 企画政策課の課長補佐、企画担当の企画政策係長
	会計管理者
教育委員会 事 務 局	教育長、課長
	教職員の人事担当の課長補佐及び指導主事
選挙管理委員会 事 務 局	局 長
監 査 委 員 事 務 局	局 長
農業委員会 事 務 局	局 長
保 育 所	園 長
幼 稚 園	園 長
図 書 館	館 長
公 民 館	館 長
学校給食 センター	所 長
勤労青少年 ホ ー ム	館 長
青少年育成 センター	所 長
小 学 校	校長、教頭
中 学 校	校長、教頭

別表第1の4の項中

「

長 部 局	部長、部次長、課長、参事
	福祉事務所長 総務課の課長補佐、職員係長
出 納 室	出納室長

を

」

長 部 局	部長、部次長、課長、参事
	福祉事務所長 総務課の課長補佐、職員係長
	会計管理者

に、

農業委員会 事 務 室	室長、参事
----------------	-------

を

農業委員会 事 務 局	局長、参事
----------------	-------

に改め、

同項を同表5の項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 燕市

機 関	職	
議会事務局	事務局長、課長、主幹、参事、次長	
長 部 局	部長、課長、主幹、参事、室長、サービスコーナー所長、 課長補佐、副主幹	
	福祉事務所長 副参事(総務課総務係、人事係及び秘書係の職務を担当する職員並びに企画財政課の職員に限る。) 総務課の総務係長、人事係長、秘書係長 企画財政課の政策専門員 主査(総務課人事係及び秘書係の職員並びに企画財政課の職員に限る。) 主任(総務課人事係及び秘書係の職員並びに企画財政課の職員に限る。) 主事(総務課人事係及び秘書係の職員並びに企画財政課の職員に限る。) 主事補(総務課人事係及び秘書係の職員並びに企画財政課の職員に限る。)	
	会計管理者	
	教育委員会 事 務 局	教育長、教育次長、主幹、課長、統括指導主事、指導主事、 参事、室長、課長補佐

選挙管理委員会 事務局	事務局長、主幹、参事、次長
監査委員 事務局	事務局長、主幹、参事、次長
農業委員会 事務局	事務局長、主幹、参事、次長
保育所	園長
幼稚園	園長、副園長
こども園	園長
小学校	校長、副校長、教頭
中学校	校長、副校長、教頭

別表第2の16の項を次のように改める。

機 関	職
障害福祉 施設	園長、課長
	庶務課の課長補佐、庶務係長及び庶務系の人事、給与又は はサービス担当の職員(企画に関する事務を行なうものに限 る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。